

○経済産業省令第九十五号
 商標法施行令(昭和三十五年政令第三十九号)第一条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十八年十月二十七日
 経済産業大臣 甘利 明

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一類の項下欄第一号(二十七号)「加炭剤」を「加炭剤 壁紙剝離剤」に改め、同項下欄第十二号の次に次の一号を加える。

十三 塗装用パテ

別表第二類の項下欄第一号中、「塗装用パテ」を削り、同項下欄第八号中、「壁紙剝離剤」を削る。
 別表第三類の項下欄第五号中、「潤製歯磨き」を「潤製歯磨き 洗口液」に改める。
 別表第五類の項下欄第三号中、「乳児用粉乳」を「乳幼児用粉乳」に改める。

別表第六類の項下欄第六号中、「蹄鉄」を削り、同項下欄第二十一号中、「金属製のバックル」を削り、同項下欄第二十二号中、「金属製あぶみ」を削る。

別表第七類の項下欄第十六号(一)中、「焼き玉機関」を削る。

別表第八類の項下欄第五号中(貴金属製のものを除く)「を削る」。

別表第九類の項下欄第十三号(一)中、「インターホン」を「インターホン 携帯電話機」に改め、同号(九)中、「ビデオカメラ」を「デジタルカメラ ビデオカメラ」に、「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープレコーダー DVDプレーヤー DVDレコーダー」に改め、同項下欄第十五号中、「メトロノーム」を「メトロノーム インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル」に改め、同項下欄第十六号(一)中、「電子式卓上計算機」を「電子式卓上計算機 ハードディスクユニット」に改め、同項下欄第二十一号を削り、同項下欄第二十二号から同項下欄第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項下欄第二十八号中、「スライドフィルム用マウント」を「スライドフィルム用マウント インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル」に改め、同

号を同項下欄第二十七号とし、同項下欄第二十九号を同項下欄第二十八号とし、同項下欄第三十号を同項下欄第二十九号とし、同号同項下欄第三十一号中、「金銭登録機」を「書写真複写機 金銭登録機」に改め、同号中、「計算尺」、「手動計算機」及び、「ヒリングマシン」を削り、同号を同項下欄第三十号とし、同項下欄第三十二号中、「ウエットスーツ」を削り、同号を同項下欄第三十一号とし、同項下欄第三十三号中、「アーク溶接機」を「アーク溶接装置」に改め、同号を同項下欄第三十二号とし、同項下欄第三十四号を同項下欄第三十三号とする。

別表第十類の項下欄第一号(二)中、「鑷子」を「鑷子」に改める。

別表第十二類の項下欄第一号(二)中、「オーニング」を削り、「船側はしこ」を「船側はしこ」船舶用オーニング」に改める。

別表第十四類の項下欄第二号及び同項下欄第三号を削り、同項下欄第四号中、「貴金属製の花瓶 水盤 針箱 宝石箱、ろそうき消し及びろそうき立て」を「宝石箱」に改め、同号を同項下欄第二号とし、同項下欄第五号中、「貴金属製のがま口、靴飾り、コンパクト及び財布」を「貴金属製靴飾り」に改め、同号を同項下欄第三号とし、同項下欄第六号を削り、同項下欄第七号中、「貴金属製バックル」を削り、同号を同項下欄第四号とし、同項下欄第八号から同項下欄第十一号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第十六類の項下欄第十号中、「書写真複写機」を削り、同項下欄第十一号を削る。

別表第十七類の項下欄第十号中、「蹄鉄(金属製のものを除く)」を削る。

別表第十八類の項下欄第三号中(貴金属製のものを除く)「を削り、同項下欄第五号中、「がま口口金」を「がま口口金 蹄鉄」に改め、同項下欄第八号中、「馬用毛布」を「あぶみ 馬用毛布」に改める。

別表第二十類の項下欄第一号(五)中、「宝石箱(貴金属製のものを除く)」を削り、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(五) 洗面化粧台

別表第二十類の項下欄第九号中、「盆(金属製のものを除く)」を削る。

別表第二十一類の項下欄第三号中、「又は貴金属製」を削り、同項下欄第四号中(貴金属製のものを除く)「を削り、同項下欄第五号中、「こしょう入れ、砂糖入れ及び塩振り出し容器(貴金属製のものを除く)」、「卵立て(貴金属製のものを除く)」、「ナプキンホルダー及びナプキンリング(貴金属製のものを除く)」、「盆(貴金属製のものを除く)」、「ようじ入れ(貴金属製のものを除く)」、「を「こしょう入れ 砂糖入れ 塩振り出し容器 卵立て ナプキンホルダー ナプキンリング 盆 ようじ入れ」に改め、同項下欄第八号中(貴金属製のものを除く)「を削り、同項下欄第十四号中、「ろそうき消し及びろそうき立て(貴金属製のものを除く)」、「を「ろそうき消し ろそうき立て」に改め、同項下欄第十五号中(貴金属製のものを除く)「を削り、同号の次に次の一号を加える。

十六 観賞魚用水槽及びその附属品
 エアポンプ 金魚鉢 水槽 水槽用装飾品 揚水ポンプ ろ過器
 別表第二十二類の項下欄第十号中、「ザイル」を「ウインドサーフィン用のゼイル ザイル」に改める。

別表第二十五類の項下欄第一号(九)中、「エプロン」を「アイマスク エプロン」に改め、同号(十)中、「ヘルメット」を削り、「帽子」を「帽子 防暑用ヘルメット」に改める。

別表第二十六類の項下欄第六号中(貴金属製のものを除く)「を削る」。

別表第二十八類の項下欄第一号中、「スマートボール器具」を「スマートボール器具 スロットマシン」に改め、同項下欄第九号(五)中、「ゼイル及び」を削る。

別表第二十九類の項下欄第十号中(乳児用のものを除く)「を(乳幼児用のものを除く)」に改める。

別表第三十類の項下欄第四号(五)中、「化学調味料」を「うま味調味料」に改める。

別表第三十四類の項下欄第三号中(貴金属製のものを除く)「を削る」。

別表第三十五類の項下欄第一号(五)の次に次のように加える。

(六) 広告宣伝物の制作 広告の企画

別表第三十五類の項下欄第十二号の次に次の十九号を加える。

十三 衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

十四 織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

十五 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(一) 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(二) 食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(三) 食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(四) 野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(五) 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(六) 米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(七) 牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 茶、コーヒー及びココアの業務において行われる顧客に対する便益の提供 加工食品の小売又は卸売

の業務において行われる顧客に対する便益の提供